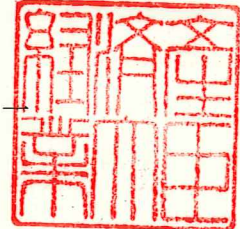


経済産業省

20140926商第29号
平成26年10月23日

株式会社ガス検
代表取締役社長 村本 晃一 殿

経済産業大臣 宮沢 洋一



高压ガス保安法第35条第1項第1号に基づく指定保安検査機関
の指定について

平成26年9月26日付けをもって申請のあった上記の件については、高压
ガス保安法第35条第1項第1号の規定に基づき、下記のとおり指定する。

記

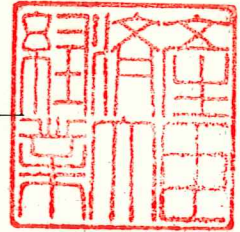
1. 名称及び代表者の氏名
株式会社ガス検 代表取締役社長 村本 晃一
2. 住所
埼玉県朝霞市田島43番地
3. 保安検査を行う事業所の名称及び所在地
朝霞事業所 埼玉県朝霞市田島43番地
厚木事業所 神奈川県厚木市旭町五丁目41番21号
土浦事業所 茨城県土浦市真鍋六丁目15番7号
仙台事業所 宮城県仙台市太白区鹿野三丁目13番1号
4. 指定する区分
液化石油ガス保安規則第78条第4項において準用する同令第77条第2項
から第4項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定
一般高压ガス保安規則第80条第4項において準用する同令第79条第2項
から第4項までに規定する特定施設（空気、酸素、窒素、二酸化炭素、フルオ
ロカーボン、アルゴン、ヘリウム、メタン、アンモニア、アセチレン、亜硫酸
ガス、クロルメチル、塩素、水素、ジメチルエーテル、プロピレン、トリメチ
ルアミン、LNG及びCNGに係る施設に限る。）の保安検査を行う者として
の指定
5. 指定する地域
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、
群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、
静岡県、愛知県

経済産業省

20140926商第30号
平成26年10月23日

株式会社ガス検
代表取締役社長 村本 晃一 殿

経済産業大臣 宮沢 洋一



高圧ガス保安法第58条の30の3第2項で準用する同法第58条
の23第1項に基づく指定保安検査機関の業務規程の認可について

平成26年9月26日付けをもって申請のあった上記の件については、高圧ガス保安法第58条の30の3第2項で準用する同法第58条の23第1項の規定に基づき認可する。